第五条第一項第一号イ中「同条第一号ロ及び卜」を「同条第一号ハからホまで」に、「同条第一号へ」を「同条第一号ロ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号ロ中「のうち次条第一号ロ、へ又はトに掲げるもの」を「（次条第一号イに掲げるものを除く。）」に、「同号へ」を「同号ロ」に改め、同号ト中「第十七条第一項に規定する」を「第十七条第一項第五号に掲げる」に改め、「特定認証業務」の下に「（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）」を加え、「公的個人認証法第三条第三項に規定する利用者確認が、当該顧客等から、公的電子証明書及びへに規定する申込みに関する情報の送信を受ける方法又は」を「利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、」に、「規定する方法」を「掲げる方法」に改め、同号トを同号リとし、同号へ中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「都道府県知事が発行した電子証明書（以下この号において「公的電子証明書」という。）及び当該公的電子証明書」を「地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書」に改め、「当該公的電子証明書により確認される同項に規定する電子署名が行われた特定認証業務（電子署名法第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この号において同じ。）の利用の申込みに関する情報の送信と同時に」及び「。この場合において、当該特定事業者が同条第一項に規定する行政機関等であるときは、当該申込みに関する情報については送信を受けることを要しない」を削り、同号へを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニ中「第十七条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同号ヲを同号ヘとし、同号ハ中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該顧客等若しくはその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるもののいずれか二の書類の提示を受ける方法又は同号ハに掲げる書類及び同号ロ、ニ若しくはホに掲げる書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類（次項に規定する補完書類をいう。ニにおいて同じ。）の提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）を受ける方法

ニ　当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号ハに掲げるものの提示を受け、かつ、当該本人確認書類以外の本人確認書類若しくは当該顧客等の現在の住居の記載がある補完書類又はその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十九条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する方法

第五条第一項第二号中「第七条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同項第三号ロ中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第二項中「ハまで」を「ホまで」に改め、「ロに掲げる方法」の下に「（同項第一号ハに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方法にあっては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受けて当該補完書類又はその写し（特定事業者が作成した写しを含む。）を第十九条第一項第二号に掲げる方法により確認記録に添付する場合を除く。）」を加え、「次の各号に掲げる書類のいずれか（本人確認書類を除き、領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）」を「補完書類」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に、「若しくはハ」を「若しくはホ」に改め、同項第三号中「これ」を「これら」に改め、同項第四号中「あるもの」の下に「（国家公安委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）」を加え、同条第三項中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同項第四項中「ハ」を「ホ」に改め、同項第三号中「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引）

第五条　令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。

一　令第七条第一項に規定する疑わしい取引（第十三条第一項及び第十七条において「疑わしい取引」という。）

二　同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

附則第五条の表第二十一条第六号の項中「第二十一条第六号」を「第二十四条第六号」に改め、同表第二十一条第七号イの項上欄中「第二十一条第七号イ」を「第二十四条第七号イ」に改め、同項中欄中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項下欄中「第九条」を「第十条」に、「第二十四条第一項各号列記以外の部分」を「第三十一条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第二十四条第一項各号列記以外の部分の項中「第二十四条第一項各号列記以外の部分」を「第三十一条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第二十四条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

別記様式第一号中「第22条」を「第25条」に改め、同様式の備考12中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別記様式第二号の備考以外の部分中「第22条」を「第25条」に、「の有無の確認方法」を「と顧客等との関係及びその確認を行った方法」に改め、同様式の備考2中「住民基本台帳カード」を「在留カード」に改め、同様式の備考5(1)中「の有無の確認方法」を「と顧客等との関係及びその確認を行った方法」に改める。

別記様式第三号中「第22条」を「第25条」に改める。

別記様式第四号中「第22条関係」を「第25条関係」に、「第22条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別記様式第五号中「第26条」を「第33条」に改め、同様式の裏面中「第十五条　行政庁」を「第十六条　行政庁」に、「第十八条　（略）」を「第十九条　（略）」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この命令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（附則第三条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条第一号トの改正規定（「へ」を「ニ」に改め、同号トを同号ホとする部分を除く。）及び第五条第二項第四号の改正規定　公布の日

二　第六条第一号ホの改正規定（「旅券等」の下に「又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」を加え、同号ホを同号イとする部分を除く。）、第五条第一項第一号トの改正規定（同号トを同号リとする部分を除く。）及び別記様式第二号の備考2の改正規定並びに次項及び次条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。次条第一項において「番号利用法整備法」という。）附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）

2　前項第二号に定める日から施行日の前日までの間は、この命令（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ホ中「若しくは」とあるのは、「又は」とする。